# 被験者の個人情報の取り扱いについて

(プライバシーポリシー)

平成27年3月15日

公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理審査委員会

日本口腔インプラント学会では研究にご協力いただく方々(研究対象者)の個人情報の取り扱いについて個人情報保護法に基づき、以下のように致します。

- 1 個人情報の正確性を保ち、適切な安全管理対策を講じます。
- 2 個人情報の取り扱いを委託する場合には、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・ 選定し、必要かつ適切な監督を行います。
- 3 法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。
- 4 医学系研究の結果や検査結果が医学関連の学会や学会誌等で公表される場合もありますが、その場合も研究にご協力いただく方々のお名前や個人的な情報が一切公表されることはありません。また、医学系研究で得られたデータが、本研究の目的以外に使用されることはありません。
- 5 研究にご協力いただく方々の人権が守られ、かつ適正に研究が行われているか否かを確認するために、 日本口腔インプラント学会の個人情報管理責任者、研究審査委員会や公的機関(厚生労働省等)の担当者 等が研究資料(含む医療記録)を直接閲覧することがあります。しかし、このような場合も、研究にご協力いただく方々のお名前や個人的な情報は守られます。
- 6 本人又はその代理人から個人情報の開示、訂正、追加、利用停止等の求めがあった場合は、法令に従い、かつ合理的と判断される範囲で適切に対応します。

# 「人を対象とする医学系研究」の定義

人(試料・情報を含む。)を対象として、傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。)及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいう。この指針において単に「研究」という場合、人を対象とする医学系研究のことをいう。

## 「侵襲」の定義

研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。 侵襲のうち、研究対象者の身体及び精神に生じる傷害及び負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

#### 「介入」の定義

研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因(健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。)の有無又は程度を制御する行為(通常の診療を超える医療行為であって、研究 目的で実施するものを含む。)をいう。

# 「人体から取得された試料」の定義

血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。)をいう。

### 「研究に用いられる情報」の定義

研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関す

る情報その他の情報であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。)をいう。 (「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」からの抜粋)